審査における利益相反管理方針につきまして

特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク

1. 本方針は、とちぎ新型コロナウイルス対応緊急助成事業「ひとりにしない、させない助成」の運用において、審査会の透明性と公平性を担保する目的で定める。

2. 審査員について

これまで、市民活動、NPO、企業 CSR 活動等、広く社会貢献活動への理解と本助成事業の目的を理解いただける方を条件として、事務局の打診と本人の合意によって、審査員を5名選定する。なお、審査員については、分野、性別など、多様性に配慮した人選とする。なお当会理事または職員等は審査員には入らない。

- 3. 審査員の氏名については、助成事業の採択決定後に公開する。
- 4. 審査員と実行団体の利益相反関係の定義について

審査員は、実行団体の役員・職員の兼務がある場合を利益相反関係と定義する。

なお各審査員には、就任承諾書内に他の団体の役員や職員等を記載いただくほか、実行 団体の申請受理後、自己申告により申請団体との利益相反を事務局は確認する。

5. 利益相反管理の方針について

審査員は、利益相反関係にある実行団体の審査については、審査表の記載、また審議を 放棄する。なお、利害相反関係ではない実行団体の審査については、通常通り、書面審 査、審議の出席を行うものとする。

6. 審査会の実施について

審査会については、前もって、審査員による書面審査を経て、審査員による審議より、 推薦団体を決定する場とする。審議においては、審査委員長を置き、審査委員長の進行に より、推薦団体を決定する。なお、審議の進行については、事務局は関与しない。

7. 審査会の記録について

審査会の庶務は、事務局において行い、審査会の議事を記録する。

8. 審査結果の情報公開は、「新型コロナウイルス対応緊急支援助成実行団体 公募要領」にもとづき、[NPO 法人とちぎボランティアネットワーク]の Web サイト上で広く一般に公表するものとする。